

さいたま県産木材製品安定需給に関する協定書 《参考様式》

〇〇ホーム株式会社（以下「甲」という）と〇〇製材株式会社（以下「乙」という）は、さいたま県産木材から生産された製品（以下「県産木材製品」という。）の安定需給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、さいたま県産木材の継続的な安定需給に連携して取り組むものとする。

（甲の責務）

第2条 甲は、建築する建築物の部材として、乙が供給する県産木材製品を採用すること。

- 2 甲は、前項で採用した部材を、正当な理由なく他社製品に変更しないこと。
- 3 甲は、令和〇年〇月〇日から令和〇年3月31日までの間において、県産木材製品需給計画（附表のとおり（以下「計画」という。））に基づき県産木材製品の需要拡大に努めるものとする。

（乙の責務）

第3条 乙は、甲が利用する県産木材製品の取引価格を不当に値上げしないこと。

- 2 乙は、令和〇年〇月〇日から令和〇年3月31日までの間において、計画に基づき県産木材原木の安定調達を図り、県産木材製品の安定供給に努めるものとする。
- 3 乙は、さいたま県産木材入手先となる県内素材生産業者等へ、当該協定書による需給情報を共有するよう努めるものとする。

（取引条件）

第4条 甲と乙との間における県産木材製品の取引価格、製品の仕様、納期等の具体的取引条件は、別途契約により定めるものとする。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日から令和〇年3月31日までとする。

（協定期間は、可能な限り2ヶ年以上締結してください。このカッコ内については協定文書から削除してご利用ください。）

(解約)

第6条 甲又は乙は、この協定の内容を適切に履行していない場合は、相手方に速やかに通知し、適切な履行を促さなければならない。

2 前項の通知によってもなおこの協定の内容が適切に履行されない場合は、甲及び乙が協議してこの協定を解約することができる。

3 前項の協議が〇〇日以内に整わない場合は、協議を請求した側が解約通知を送付した時点を持って解約することができる。

(損害賠償責任)

第7条 甲又は乙は、相手方がこの協定の第2条又は第3条に違反することにより、損害を被ったときに、相手方に対し、その賠償を請求できるものとする。

ただし、甲又は乙の責に帰すことのできない事由から生じた損害については、責任を負わないものとする。

(その他)

第8条 この協定について、疑義の生じた事項及び協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇ホーム株式会社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

乙 埼玉県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇製材株式会社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○